



新型コロナウイルス感染症の療養期間が 令和5年5月8日より変更されました

新型コロナ感染症が「5類感染症」に移行しました。内容をご確認の上、今後も感染拡大防止にご協力ください。



◆新型コロナウイルス感染症の登園停止期間

【発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで】

発症からの経過日数	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症後1日目に 軽快した場合	有症状	軽快	軽快後 1日目				登園可	※発症後10日間は、ウイルス 排出の可能性があるため、 保護者の方が感染された 場合は、送迎時マスクの 着用をお願いします。			
発症後2日目に 軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目			登園可				
発症後3日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目		登園可				
発症後4日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目	登園可				
発症後5日目に 軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1日目				

※無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

- 『症状軽快』とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。また、夜中眠れない、食欲がない、ゴロゴロして活気がない、顔色が悪いなどの様子が見られる場合は、ゆっくり静養しましょう。
- インフルエンザの療養期間は、「症状」ではなく「解熱」の有無で規定され、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児は3日）を経過するまで」の療養になります。

◆同居家族が新型コロナを発症した場合の濃厚接触者は？

5月8日以降、「濃厚接触者」としての特定は行われません。また行動制限及びその協力要請も行われません。

しかし、同居家族が発症した後は、約7日間にわたって発症するリスクがあるため健康観察を十分に行い、体調不良などがある場合は、すぐに園にお知らせください。



新型コロナウイルス感染症の意見書について



新型コロナウイルスに罹患された場合は、『園のしおり』に記載されている感染症と同様に医師が記入した『登園に関する意見』をお持ちください。